

可児市景観条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画（第6条—第9条）
- 第3章 行為の制限等（第10条—第15条）
- 第4章 景観重要建造物（第16条—第18条）
- 第5章 景観重要樹木（第19条—第21条）
- 第6章 景観まちづくりの推進施策（第22条—第31条）
- 第7章 雑則（第32条）

附則

私たちが住むまち可児市は、先人たちによって長い年月をかけて守り、育まれてきた自然環境や歴史的・文化的遺産が多く残されています。また、都市化の進展とともに計画的な新しい街並みの整備も進み、人と自然が調和し、新旧のものが融合した独自の景観が育まれています。

しかし、無秩序で無機質な市街化の進行により本市の貴重な景観資源は失われつつあり、何もしなければ今後さらに景観資源の喪失が確実に進むことを私たちは意識しなければなりません。

良好な景観とは、単に視覚的なまちの美しさだけではなく、そのまちに暮らしている人が「住んで良かった、これからも住み続けたい。」と愛着や誇りを持つことであり、そのまちを訪れた人が「来て良かった、再び訪れたい。」と感じるまちの魅力です。それは、人々の営みや活動が積み重なって表現されるものであり、人々の心に深く残るものです。

私たちは、本市の良好な景観を市民共有の資産として次の世代へ受け継いでいかなければならないという強い意志のもと、市民、事業者及び行政が一体となって魅力ある景観を形成し、次世代へと引き継いでいくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく事項並びに可児市らしい景観を守り、育み、及び創造するための独自の施策を定めることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造及び魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の意義によるほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 事業者等 市内において、営利、非営利を問わず事業活動を行う個人若しくは法人又は市民が主体的に地域活動を行う団体をいう。
- (2) 景観まちづくり 人々の営みや生活の積み重ねの中で、良好な景観を守り、育み、

又は創造することによって、心に残る魅力あるまちをつくることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者等の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

4 市は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合は、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

5 市は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観まちづくりの主役であることを認識し、身近なことから景観をより良くする取り組みを実践するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、良好な景観の形成に寄与するため相互に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、その活動が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者等は、景観まちづくりに関する市民活動への参加及び地域の景観まちづくりへの配慮に努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画)

第6条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(策定の手続)

第7条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定による手続を行うほか、あらかじめ、第26条第1項に規定する可児市景観審議会の意見を聴かななければならない。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、市民の景観まちづくりに対する意識が高い地区又は良好な景観の形成のための行為の制限を定める必要がある地区を、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、重点地区に次の事項を定めるものとする。

- (1) 法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項
- (2) 法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針
- (3) その他良好な景観の形成上市長が特に必要と認める事項

4 市長は、重点地区の拡充等により、景観計画の充実に努めなければならない。

（景観計画への適合）

第9条 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更（以下「建築等」という。）又は工作物の新設を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるよう努めるものとする。

2 重点地区内において、建築物の建築等又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え若しくは色彩の変更（以下「建設等」という。）を行う者は、当該建築物又は工作物を前条第3項に定める事項に適合させるよう努めるものとする。

第3章 行為の制限等

（届出の方法）

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る行為の内容を示す書類を添え、市長に届け出るものとする。

（届出を要する行為）

第11条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を除く。）で、変更する面積が3,000平方メートル以上のもの
- (2) 土石等の採取で、採取を行う面積が3,000平方メートル以上のもの

（届出を要しない行為）

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等（次号に定めるものを除く。）で、当該建築物に係る事業区域の面積（増築にあつては、増築後の面積）が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ）が10メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該建築物に係る事業区域の面積が1,000平方メートル未満及び当該建築物の高さが10メートル以下のもの、かつ、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分

- の外壁面積が当該建築物の総外壁面積の2分の1以内のもの
- (3) 工作物の増築、改築又は移転
 - (4) 工作物の新設で、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第2号に規定する鉄柱で、高さが20メートルを超えるもの
 - ロ 建築基準法施行令第138条第1項第3号に規定する広告塔又は広告板で、高さが13メートルを超えるもの
 - ハ 建築基準法施行令第138条第1項第5号に規定する擁壁で、高さが5メートルを超えるもの
 - (5) 法第16条第1項第3号に規定する行為
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴いたうえで、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、重点地区においては、次に掲げる行為について法第16条の規定による届出をしなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する行為のうち、建築物の新築
 - (2) 前項第1号に規定する行為のうち、建築物の増築、改築又は移転で、建築物の外観の変更に係る部分の外壁面積が当該建築物の総外壁面積の2分の1を超えるもの
 - (3) 前項第3号に規定する行為のうち、工作物の外観の変更に係る部分の外壁面積が当該工作物の総外壁面積の2分の1を超えるもの
 - (4) 前項第4号に規定する行為

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、次のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 建築物の新築で、高さが10メートルを超えるもの
- (2) 建築物の新築で、事業区域の面積が1,000平方メートル以上のもの

（指導、勧告、命令等の手続）

第14条 市長は、建築物の建築等若しくは工作物の新設が景観計画に適合しない場合又は重点地区内における建築物の建築等若しくは工作物の建設等が第8条第3項に定める事項に適合しない場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為を行おうとする者又は行った者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項の規定による命令をしようとする場合において、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前項の勧告又は命令を受けた者（以下「勧告等を受けた者」という。）がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、勧告等を受けた者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、当該勧告等を受

けた者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(無届行為者に係る措置)

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）をすべき者が届出をしないで行為に着手したときは、その者に対し、当該行為の種類、場所、設計、施工方法、施工日程その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告により無届行為者（届出をしないで行為に着手した者をいう。以下同じ。）に係る行為が景観計画に定められた行為についての制限に適合しないことが明らかになった場合において、当該行為を景観計画に定められた制限に適合させるために、当該無届行為者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 前項の規定による勧告をしようとする場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

第4章 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

第16条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときについて準用する。

(景観重要建造物の指定の標識)

第17条 市長は、景観重要建造物を指定したときは、法第21条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 名称

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の外観について、腐食その他の劣化を防止する措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物に消火器、消火栓その他必要な消火設備を設けること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第5章 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）

を指定しようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときについて準用する。

(景観重要樹木の指定の標識)

第20条 市長は、景観重要樹木を指定したときは、法第30条第2項の規定により、次に掲げる事項を表示する標識を設置するものとする。

(1) 指定番号及び指定年月日

(2) 名称

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第21条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木について、病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

(2) 景観重要樹木について、必要な剪定等の措置を講ずること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理のために市長が必要と認める措置を講ずること。

第6章 景観まちづくりの推進施策

(景観協定の認可)

第22条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

(助成)

第23条 市長は、重点地区、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者及び管理者並びに法第81条第1項に規定する景観協定を締結した者に、景観まちづくりに関する技術的な支援を行い、又は経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第24条 市長は、景観まちづくりに寄与していると認められる建築物その他の物件に係る所有者、設計者等並びに景観まちづくりに係る活動を行った個人及び団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をしようとするときは、あらかじめ、可児市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観アドバイザー)

第25条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、可児市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）を設置する。

- 2 景観アドバイザーは、景観まちづくり、建築物等のデザイン又は色彩、緑化等について専門的な助言等の支援を行うものとする。
- 3 景観アドバイザーの定数は、3人以内とする。
- 4 景観アドバイザーは、良好な景観の形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 景観アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(景観審議会)

第26条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事務を処理するほか、市長の諮問に応じ景観まちづくりに関する事項を調査審議するために、可児市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 景観に関する知識経験のある者
 - (2) 公募に応じた者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その会務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第29条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第30条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決を経たときは、公開しない

ことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(会長への委任)

第31条 第26条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている景観計画は、この条例の規定に基づき定めた景観計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に着手している行為については、この条例の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に着手している行為については、なお従前の例による。